

## 株主各位

東京都品川区西五反田七丁目22番17号

株式会社 **テーオーシー**

代表取締役社長 大谷卓男

## 第53期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、当社第53期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席下さいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面又は電磁的方法（インターネット等）によって議決権行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討の上、同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示の上ご返送いただくか、当社の指定する議決権行使サイト（<https://evote.tr.mufg.jp>）において賛否を入力されるか、いずれかの方法により、令和元年6月26日（水曜日）午後5時までに議決権行使していただきますようお願い申し上げます。

（電磁的方法（インターネット等）による議決権行使の方法等につきましては、3頁から4頁をご参照下さい。）

敬具

### 記

1. 日 時 令和元年6月27日（木曜日）午前10時
2. 場 所 東京都品川区西五反田六丁目6番19号  
TOC五反田メッセ  
(末尾の会場ご案内図をご参照下さい。)
3. 株主総会の目的である事項

- 報告事項
1. 第53期（自 平成30年4月1日 至 平成31年3月31日）事業報告の内容、連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
  2. 第53期（自 平成30年4月1日 至 平成31年3月31日）計算書類の内容報告の件

### 決議事項

- 第1号議案 剰余金の処分の件
- 第2号議案 監査役3名選任の件
- 第3号議案 補欠監査役1名選任の件
- 第4号議案 当社取締役（社外取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件
- 第5号議案 退職慰労金制度の廃止並びに在任取締役（社外取締役を除く。）及び在任監査役に対する退職慰労金打ち切り支給の件

## 第 6 号 議 案 故取締役岩井和夫氏に対する弔慰金贈呈の件

以 上

- 
- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出下さいますようお願い申し上げます。また、代理人によるご出席の場合は、委任状を議決権行使書用紙とともに会場受付にご提出下さい。
  - ◎株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト「<https://www.toc.co.jp/toc/ir-new/ir/shareholders/>」に掲載させていただきます。
  - ◎連結計算書類の連結注記表及び計算書類の個別注記表につきましては、法令及び当社定款第17条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト「<https://www.toc.co.jp/toc/ir-new/ir/shareholders/>」に掲載しておりますので、本招集ご通知には記載しておりません。なお、本招集ご通知の添付書類に記載しております連結計算書類及び計算書類は、会計監査人及び監査役が会計監査報告及び監査報告の作成に際して監査した連結計算書類及び計算書類の一部であります。

## <電磁的方法（インターネット等）による議決権行使について>

電磁的方法（インターネット等）により議決権を行使される場合は、下記事項をご確認の上、行使していただきますようお願い申し上げます。

当日ご出席の場合は、郵送（議決権行使書）又は電磁的方法（インターネット等）による議決権行使のお手続きはいずれも不要です。

### 記

#### I. インターネットによる議決権行使について

##### 1. 議決権行使サイトについて

- (1) インターネットによる議決権行使は、パソコン、スマートフォン又は携帯電話から、当社の指定する議決権行使サイト（<https://evote.tr.mufg.jp/>）にアクセスしていただくことによってのみ実施可能です。（ただし、毎日午前2時から午前5時までは取扱いを休止します。）
- (2) パソコン又はスマートフォンによる議決権行使は、インターネット接続にファイアーウォール等を使用されている場合、アンチウイルスソフトを設定されている場合、proxyサーバーをご利用の場合、TLS暗号化通信を指定されていない場合等、株主様のインターネット利用環境によっては、ご利用できない場合もございます。
- (3) 携帯電話による議決権行使は、セキュリティ確保のため、TLS暗号化通信及び携帯電話情報の送信が不可能な機種には対応しておりません。
- (4) インターネットによる議決権行使は、令和元年6月26日（水曜日）の午後5時まで受け付けいたしますが、お早めに行使していただき、ご不明な点等がございましたらヘルプデスクへお問い合わせください。

##### 2. インターネットによる議決権行使方法について

###### (1) パソコン、携帯電話による方法

- ・議決権行使サイト（<https://evote.tr.mufg.jp/>）において、議決権行使書用紙に記載された「ログインID」及び「仮パスワード」をご利用いただき、画面の案内に従って賛否をご入力ください。
- ・株主様以外の第三者による不正アクセス（“なりすまし”）や議決権行使内容の改ざんを防止するため、ご利用の株主様には、議決権行使サイト上で「仮パスワード」の変更をお願いすることになりますのでご了承ください。
- ・株主総会の招集の都度、新しい「ログインID」及び「仮パスワード」をご通知いたします。

###### (2) スマートフォンによる方法

- ・議決権行使書用紙に記載の「ログイン用QRコード」をスマートフォンにより読み取ることで、議決権行使サイトに自動的に接続し、議決権行使を行うことが可能です。

(「ログインID」及び「仮パスワード」の入力は不要です。)

- セキュリティの観点からQRコードを用いた議決権行使は1回に限り可能です。2回目以降は、QRコードを読み取っても「ログインID」「仮パスワード」の入力が必要になります。
- スマートフォン機種によりQRコードでのログインが出来ない場合があります。QRコードでのログインが出来ない場合には、上記2.(1)パソコン、携帯電話による方法にて議決権行使を行ってください。

※QRコードは(株)デンソーウエーブの登録商標です。

### 3. 複数回にわたり行使された場合の議決権の取扱い

- 郵送とインターネットにより重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使の内容を有効として取扱わせていただきますのでご了承ください。
- インターネットにより複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。また、パソコン、スマートフォンと携帯電話で重複して議決権を行使された場合も、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。

### 4. 議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用について

議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用（インターネット接続料金等）は、株主様のご負担となります。また、携帯電話等をご利用の場合は、パケット通信料・その他携帯電話等利用による料金が必要になりますが、これらの料金も株主様のご負担となります。

#### システム等に関するお問い合わせ

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部（ヘルプデスク）

- 電話 0120-173-027（受付時間 9:00～21:00、通話料無料）

## II. 議決権電子行使プラットフォームについて

管理信託銀行等の名義株主様につきましては、株式会社 I C J が運営する「議決権電子行使プラットフォーム」の利用を事前に申し込まれた場合には、当社株主総会における電磁的方法による議決権行使の方法として、上記のインターネットによる議決権行使以外に、当該プラットフォームをご利用いただくことができます。

以上

## 事 業 報 告

(自 平成30年4月1日)  
(至 平成31年3月31日)

### 1. 企業集団の現況に関する事項

#### (1) 事業の経過及びその成果

当期におけるわが国経済は、景気の緩やかな拡大が継続したものの、地震や豪雨などの自然災害の影響、世界的な貿易摩擦への懸念や、不安定な株式市場、消費税率引き上げに対する心理的影響など、先行きは依然不透明な状況が続いております。

このような事業環境下におきまして、当社グループは、全社を挙げて各事業の特性及び付加価値性を活かした営業活動を推進いたしましたが、前期に所有ビルを譲渡したことにより不動産事業における売上高が減少しました。その結果、当期の連結売上高は18,383百万円（前期比1.6%減）となりましたが、有害物質（ポリ塩化ビフェニル廃棄物）の廃棄等の費用が減少したことなどにより利益面におきましては、営業利益6,323百万円（前期比18.6%増）、経常利益6,470百万円（前期比40.2%増）となりました。一方、親会社株主に帰属する当期純利益につきましては、前期に所有ビルの譲渡益30,435百万円を計上した反動減等により、4,495百万円（前期比82.3%減）となりました。

セグメント別の業績は次のとおりであります。

#### ・不動産事業

オフィスビルにおける事業環境は、底堅いオフィス需要を背景に、入居率、賃料水準ともに堅調に推移しました。一方、商業ビルにおける事業環境は、堅調なインバウンド需要と国内個人消費の緩やかな増加が継続したことにより、緩やかな改善傾向が見られました。

このような状況下、不動産事業におきましては、運営・管理面において高サービスと低コストとの両立を推し進めるとともに、所有ビル個々の特性を活かした高付加価値化を図るべく、継続的なリニューアル、安全対策、環境対策等に注力してまいりました。

建物の賃貸等では、ビルの特性に応じたテナント獲得を進めましたが、所有ビルの譲渡等もあり、減収増益となりました。なお、期末時点における入居率は98.4%（前期末96.4%）となりました。

展示場・会議室の賃貸に関しましては、T O C五反田メッセの稼働が向上したことを主因に、增收増益となりました。

駐車場の賃貸に関しましては、所有ビルの譲渡により減収となりました。

以上の結果、不動産事業の売上高は14,400百万円（前期比2.0%減）となり、営業利益は6,006百万円（前期比19.8%増）となりました。

#### ・リネンサプライ及びランドリー事業

リネンサプライ及びランドリー事業におきましては、大口顧客先であるホテルからの受注が堅調に推移し、売上高は1,811百万円(前期比2.2%増)となりましたが、人件費の増加等により営業利益は101百万円(前期比7.6%減)となりました。

#### ・その他の事業

ビル管理関連サービス事業は、請負工事の受注増により増収増益となりましたが、製薬事業は、主力製品の販売減により減収減益となりました。また、スポーツクラブ事業は、会員数の減少により、温浴施設事業は、来場者数の減少により、それぞれ減収となりました。

その結果、その他の事業の合計では、売上高は2,171百万円(前期比1.8%減)、営業利益は205百万円(前期比5.2%増)となりました。

なお、当期の単体の業績につきましては、売上高12,810百万円(前期比2.6%減)、営業利益5,348百万円(前期比22.3%増)、経常利益5,585百万円(前期比52.4%増)、当期純利益3,904百万円(前期比84.0%減)となりました。

#### セグメント別の売上高及び構成比

セグメント別		売 上 高 (百万円)	構 成 比 (%)
不動産事業	建 物 の 賃 貸 等	11,899	64.7
	展 示 場 ・ 会 議 室 の 賃 貸	1,808	9.8
	駐 車 場 の 賃 貸	691	3.8
	小 計	14,400	78.3
リネンサプライ及びランドリー事業		1,811	9.9
そ の 他 の 事 業		2,171	11.8
合 計		18,383	100.0

#### (2) 設備投資等の状況

当期中の設備投資額は、810百万円であります。その主なものは、大崎ビルの特高受変電設備更新228百万円であります。

#### (3) 資金調達の状況

当期の所要資金は、自己資金によって賄っております。

(4) 企業集団及び当社の財産及び損益の状況の推移

①企業集団の財産及び損益の状況

期 別 区 分	第50期 (27. 4. 1～28. 3. 31)	第51期 (28. 4. 1～29. 3. 31)	第52期 (29. 4. 1～30. 3. 31)	第53期(当期) (30. 4. 1～31. 3. 31)
売 上 高(百万円)	21,401	21,831	18,678	18,383
経 常 利 益(百万円)	5,985	6,571	4,616	6,470
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益(百万円)	4,171	4,482	25,420	4,495
1 株当たり当期純利益(円)	34.17	36.71	218.53	44.34
総 資 産(百万円)	132,576	137,758	126,666	112,677
純 資 産(百万円)	78,713	82,268	89,245	88,234

②当社の財産及び損益の状況

期 別 区 分	第50期 (27. 4. 1～28. 3. 31)	第51期 (28. 4. 1～29. 3. 31)	第52期 (29. 4. 1～30. 3. 31)	第53期(当期) (30. 4. 1～31. 3. 31)
売 上 高(百万円)	15,994	16,484	13,148	12,810
経 常 利 益(百万円)	5,115	5,585	3,664	5,585
当 期 純 利 益(百万円)	3,433	3,889	24,398	3,904
1 株当たり当期純利益(円)	28.13	31.86	209.74	38.51
総 資 産(百万円)	124,249	129,221	117,750	103,566
純 資 産(百万円)	75,095	77,911	84,097	82,397

(注) 「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」(企業会計基準第28号 平成30年2月16日)等を第53期の期首から適用しており、第52期に係る総資産については、当該会計基準等を遡って適用した後の数値となっております。

(5) 対処すべき課題

わが国経済は、緩和的な金融環境や政府支出による下支えなどにより緩やかな景気は続くと思われますが、世界的な貿易摩擦や地政学リスクに加え、これに伴う設備投資の循環的な減速や消費税増税の影響懸念もあり、景気の先行きは予断を許さない状況が続くものと思われます。

当社グループの主力事業であります不動産事業の見通しにつきましては、オフィスビルの事業環境では、賃料水準・入居率は堅調に推移するものと思われますが、都心3区に加え、渋谷区、品川区などにおいて、2019年以降も、大型物件を中心としたビルの大量供給が継続するため、景気動向次第で、オフィス市況は、調整局面を迎える可能性があります。また、商業ビルの事業環境におきましては、少子化による人口減少と超高齢化社会の進展を背景とした構造的問題が顕在化する中、予断を許さない状況が続くものと思われます。

このような状況下、中長期的に安定的かつ持続的な成長を果たすため、収益性を向上させる施策を積極的に実施し、経営基盤の強化を図ってまいります。所有する個々のビルにおきましては、更なる

運営の効率化、より木目細かなリニューアルの実施等により、ビル個々の付加価値を高める経営施策を推進してまいります。TOC五反田ビルの建替計画については、経済状況、経営環境を見据えながら、引き続きプランの検討を進めてまいります。

当社グループは、「社会に役立つ企業」という企業理念に基づき、お客様に「明るく、活力のある、和やかな」場を提供することにより、社会との調和の上、お客様・テナントの皆様に喜ばれ、またお役に立つことを使命とし、これをもって事業を推進いたしております。全社を挙げて、日々の向上に努めることから、事業の発展を成し、社会に貢献していく所存でございます。

株主の皆様におかれましては、倍旧のご支援ご鞭撻を賜りますよう、よろしくお願ひ申し上げます。

#### (6) 重要な子会社の状況

##### ① 重要な子会社の状況

会 社 名	資本金(百万円)	議決権比率(%)	主 要 な 事 業 内 容
株式会社テーオーリネンサプライ	96	55	リネンサプライ及びランドリー事業
株式会社テーオーシーサプライ	50	100	ビル管理関連サービス事業
星 製 薬 株 式 会 社	75	100	製 薬 事 業
株 式 会 社 I - T I N K	9	97	情 報 処 理 関 連 事 業
株式会社TORアセットインベストメント	90	99	商 業 不 動 産 貸 貸 業
株式会社T O C ディレクション	92	99	商 業 施 設 運 営 事 業
株 式 会 社 T O L C D	100	99	ス ポ ツ ク ラ ブ 、 温 浴 施 設 、 商 品 販 売 及 び 飲 食 事 業

(注) 当社グループの連結子会社は上記の子会社7社であり、持分法適用会社は1社であります。

##### ② 事業年度末日における特定完全子会社の状況

該当事項はありません。

#### (7) 主要な事業内容及び主要な事業所

##### ① 株式会社テーオーシー

###### 主要な事業内容

- 不動産事業部門 : 建物及び土地の賃貸・売買
- : 展示場及び会議室の賃貸
- : 駐車場の賃貸

- 商品販売事業部門 : 衣料品、雑貨等の販売

###### 主要な事業所

- 本 店 : 東京都品川区西五反田七丁目22番17号
- 營 業 用 ビ ル : 東京都品川区(9棟) 墨田区(1棟) 江東区(2棟)

② 子会社

名 称	本 店	主 要 な 事 業 内 容
株式会社テーオーリネンサプライ	東京都品川区 (工場: 東京都千代田区・神奈川県厚木市)	リネンサプライ及びランドリー事業
株式会社テーオーシーサプライ	東京都品川区	ビル管理関連サービス事業
星 製 薬 株 式 会 社	東京都品川区 (工場: 神奈川県厚木市)	製 薬 事 業
株 式 会 社 I - T I N K	東京都品川区	情 報 处 理 関 連 事 業
株式会社TORアセットインベストメント	東京都台東区	商 業 不 動 産 貸 貸 業
株式会社T O C ディレクション	東京都品川区	商 業 施 設 運 営 事 業
株 式 会 社 T O L C D	東京都品川区	ス ポーツ クラブ、温浴施設、商品販売及び飲食事業

(8) 従業員の状況

区 分	従 業 員 数(名)	前連結会計年度 末比増減(名)	平 均 年 令(才)	平均勤続年数(年)
男 性	111	3(減)	44.1	15.5
女 性	44	2(減)	37.1	11.6
合計又は平均	155	5(減)	42.1	14.4

(注) 従業員数は、当社グループから当社グループ外への出向者を除き、当社グループ外から当社グループへの出向者を含む就業人員であります。

(9) 主要な借入先及び借入額

借 入 先			借入金残高(百万円)
株 式 会 社 み ず ほ 銀 行			3,402
株 式 会 社 三 井 住 友 銀 行			1,205
株 式 会 社 三 菱 U F J 銀 行			880
日 本 生 命 保 險 相 互 会 社			602
株 式 会 社 あ お ぞ ら 銀 行			285
株 式 会 社 新 生 銀 行			176

## 2. 会社の株式に関する事項

### (1) 株式数

発行可能株式総数 547,517,000株

発行済株式の総数 96,919,841株

(自己株式6,959,511株を除く。)

### (2) 株主数

5,082名

### (3) 大株主

株 主 名	持 株 数(千株)	持株比率(%)
株式会社ニュートン・オータニ	21,251	21.92
有 限 会 社 大 谷 興 産	13,165	13.58
株式会社オオタニ・フアンド	6,927	7.14
有 限 会 社 大 谷 興 産 T O	5,234	5.40
大 成 建 設 株 式 会 社	4,800	4.95
新 菱 冷 热 工 業 株 式 会 社	4,466	4.60
日 本 生 命 保 険 相 互 会 社	2,912	3.00
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口4)	2,324	2.39
株 式 会 社 み づ ほ 銀 行	2,130	2.19
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	1,865	1.92

(注)1. 千株未満は切り捨てて表示しております。

(注)2. 当社は自己株式6,959,511株を保有しておりますが、上記大株主から除いております。

また、持株比率は自己株式を控除して計算しております。

### (4) その他株式に関する重要な事項

経営環境の変化に対応した機動的な資本政策の遂行を可能とし、また資本効率の向上を図ることを目的として、平成30年8月7日開催の取締役会決議に基づき自己株式1,847,000株を、また、平成31年1月22日開催の取締役会決議に基づき自己株式4,600,000株を、それぞれ取得しております。

### 3. 会社役員に関する事項

#### (1) 取締役及び監査役の氏名等

会社における地位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役会長	大 谷 和 彦	株式会社ニュー・オータニ代表取締役社長 株式会社オータニコーコーポレーション代表取締役会長 エイチアールティーニューオータニ株式会社代表取締役名誉会長 株式会社テーオーリネンサプライ代表取締役名誉会長 株式会社T O L C D 代表取締役名誉会長 株式会社大谷工業代表取締役会長
代表取締役社長	大 谷 卓 男	星製薬株式会社代表取締役社長 株式会社I－T－I N K 代表取締役社長 株式会社テーオーリネンサプライ代表取締役会長 株式会社テーオーシーサプライ代表取締役会長 株式会社T O R アセットインベストメント代表取締役社長 株式会社T O C ディレクション代表取締役社長 株式会社T O L C D 代表取締役会長 学校法人星薬科大学理事長
取 締 役	松 崎 良 典	T O C 事業部担当
取 締 役	大 橋 正 夫	経営企画室長 株式会社テーオーリネンサプライ代表取締役社長
取 締 役	近 藤 正 一	ビル施設管理部長及び安全管理推進室担当 株式会社テーオーシーサプライ代表取締役社長
取 締 役	石 田 雅 彦	事務管理部門（総務・経理・財務）担当 大崎再開発ビル株式会社代表取締役副社長
取 締 役	稻 葉 弘 文	三陽エンジニアリング株式会社代表取締役社長
取 締 役	鳥 巢 元 太	アルス デザイン アソシエイツ株式会社代表取締役社長
常 勤 監 査 役	山 岡 英 夫	
監 査 役	長 谷 修 嗣	
監 査 役	飯 倉 穂	経済地域研究所代表

(注)1. 取締役稻葉弘文氏及び取締役鳥巣元太氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。

(注)2. 監査役長谷修嗣氏及び監査役飯倉穂氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。

(注)3. 常勤監査役山岡英夫氏は、当社経理部門において専門的な知識・経験等を培い、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。

(注)4. 監査役長谷修嗣氏は、株式会社ニュー・オータニの経理部門において専門的な知識・経験等を培い、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。なお、同氏は、株式会社ニュー・オータニを退社後13年経過しております。

(注)5. 監査役飯倉穂氏は、複数の会社での職務経験に加え、直接会社経営に関与された経験等で培われた豊富な知識と経験により、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。

(注)6. 当期中の取締役の異動並びに担当の異動は、次のとおりであります。

- ・平成31年1月13日をもって、取締役岩井和夫氏は、逝去により退任いたしました。
- ・取締役松崎良典氏は、平成30年7月1日付けて「T O C 事業部担当」となりました。

(注)7. 取締役稻葉弘文氏及び取締役鳥巣元太氏は、株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として同取引所に届け出でております。

(注)8. 取締役松崎良典氏は、当期末日後の平成31年4月8日付でビル営業事業部門担当となっております。

(注)9. 常勤監査役山岡英夫氏は、当期末日後の平成31年4月17日付で株式会社ニュー・オータニの社外監査役に就任しております。

## (2) 責任限定契約の内容の概要

当社は社外取締役及び社外監査役全員との間で会社法第427条第1項及び当社定款の規定に基づき、会社法第423条第1項の損害賠償責任について、賠償責任の限度額を法令の定める最低限度額とする責任限定契約を締結しております。

## (3) 取締役及び監査役の報酬等の額

取締役	9名	155百万円
監査役	3名	20百万円

(注)1. 上記のうち、社外役員（社外取締役及び社外監査役）4名に対する報酬額は、16百万円であります。

(注)2. 上記のほか、使用人兼務取締役の使用人給与相当額28百万円を支払っております。

(注)3. 上記報酬等の総額には、役員賞与及び役員退職慰労引当金が含まれております。

## (4) 社外役員に関する事項

氏名	社外取締役	社外監査役
①重要な兼職先の状況	稻葉弘文 三陽エンジニアリング 株式会社代表取締役社長	鳥巣元太 アルス デザイン アソシエイツ株式会社代表取締役社長
②当期における主な活動状況	当期開催の取締役会14回の全てに出席しており、経営者としての貴重な経験と幅広い見識に基づき、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。	当期開催の取締役会14回の全てに出席しており、建築・設計に関する専門家としての貴重な経験と幅広い見識に基づき、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。

(注)1. 社外取締役稻葉弘文氏は、三陽エンジニアリング株式会社の代表取締役社長を兼務しており、当社は同社との間に建物の賃貸借の取引関係があります。

(注)2. その他の兼職先と当社の間には特別の関係はありません。

## 4. 会計監査人の状況

### (1) 会計監査人の名称

有限責任監査法人トーマツ

### (2) 報酬等の額

①当事業年度に係る報酬等の額	36百万円
----------------	-------

②当社及び子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	36百万円
--------------------------------	-------

(注)1. 会計監査人の報酬等について当監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、監査計画における監査時間及び監査報酬の推移並びに過年度の監査計画と実績の状況を確認し、報酬額の見積りの妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。

(注)2. 当社と会計監査人の間の監査契約において会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておりませんので、①の金額には金融商品取引法に基づく監査の報酬等の額を含めて記載しております。

### (3) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

当社では、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合には、監査役会は、監査役全員の合意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及び理由を報告いたします。また、監査役会は、会計監査人の適格性、専門性、当社からの独立性等の評価基準に従い総合的に評価し、適正な監査の遂行が困難であると認められる場合には、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

## 5. 会社の体制及び方針

### (1) 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他当社及び子会社の業務の適正を確保するための体制

当社は取締役会において、内部統制システム構築の基本方針を以下のように定めております。その内容は以下のとおりです。

①当社及び子会社の取締役、使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制  
イ. 当社は、社訓並びに経営の基本方針に則った「企業行動規範」を制定し、当社及び子会社の代表取締役がその精神を役職員に伝達し、法令・定款及び社会規範を遵守した行動をとるための行動規範とする。

ロ. 法令等の遵守については、「コンプライアンス基本規程」を制定し、コンプライアンスに関する規範体系を明確にし、組織体制として役職員等の役割を定め、当社グループ内のコンプライアンス体制の確立を図る。

ハ. 法令等遵守の統括部署として設置された内部監査室を、事務管理部門がサポートし、一定の重要な意思決定を行う事項については、同部門で事前に適法性等を検証する。

ニ. 取締役の職務執行が適正、かつ効率的に行われる体制として、職務権限規程、業務分掌規程等を整備する。

ホ. 内部監査室は、適切な業務運営体制を確保すべく、内部監査を実施する。また、法令上疑義のある行為等について、職員が社外の「内部通報センター」（内部通報窓口）に直接情報を提供する。内部通報窓口は、通報を受けた場合、直ちに調査し、法令違反行為等が行われていることを確認したときは、直ちに社長に報告する。

②当社及び子会社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務執行に係る情報については、文書管理規程に基づき文書に記録し保存、管理する。取締役及び監査役は、文書管理規程により、常時、これらの文書等を閲覧できるものとする。

また、「関係会社文書管理規程」に基づき、子会社の取締役等は、子会社における法定の議事録の写し等の文書を当社に提出することにより、子会社の取締役等の業務執行に係る事項を報告する。また、当該資料については、当社の取締役、監査役が常時閲覧することができるものとする。

③当社及び子会社における損失の危険の管理に関する規程その他の体制

イ. リスク管理については、「リスク管理規程」を制定し、安全管理推進室及び内部監査室を中心にリスク管理体制を構築する。

ロ. 安全管理推進室及び内部監査室は、各部門担当取締役の業務に係わるリスク管理を把握し、必要に応じて支援提言を行う。

ハ. 内部監査室は、各部署のリスク管理の状況を監査し、その結果を取締役会及び監査役会に報告する。

ニ. 不測の事態が発生した場合には、取締役会において速やかに対応責任者となる取締役を定め、損害の拡大を防止し、最小限に止める体制を整備する。

④当社及び子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制として、以下の経営システムを用いて事業の推進に伴うリスクを継続的に監視する。

イ. 当社の経営方針及び経営戦略に係わる重要事項については、月1回開催される取締役会において審議する。また、子会社の取締役会においても定期取締役会及び随時開催される臨時取締役会にて経営の重要な事項及び個別案件の決議を適時行うものとする。

ロ. 目標の明確な付与、採算の徹底を通じて市場競争力の強化を図るため、全社及び各事業グループの目標値を年度予算として策定し、それに基づく業務管理を行う。

ハ. 業務運営の状況を把握し、その改善を図るために内部監査を実施する。

⑤当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

イ. 当社グループにおける統一的なリスク管理体制を確立するための指針を定める。

ロ. 主要な子会社には、当該会社に役員を派遣し、子会社の管理・監督を行う。

ハ. 子会社に対する監査役会（若しくは内部監査室）による調査・監査実施の体制を構築する。また、監査役会は、調査・監査の結果を踏まえ、必要に応じて、内部統制の改善策の指導、実施の支援・助言を行う。

ニ. 子会社が当社からの経営管理、経営指導等で、法令違反等が認められた場合は、内部監査室は

直ちに監査役会に報告を行うと同時に、意見を述べることができるものとする。

⑥監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制

監査役は、監査役を補助するための部署として設置した内部監査室所属の職員に、監査業務に必要な事項を命令することができるものとする。

⑦監査役の職務を補助すべき使用人の取締役からの独立性に関する事項及び監査役の当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

監査役を補助すべき職員の人事異動、評価、任命、解任等については、事前に監査役会の同意を得た上で取締役会にて決定することとし、当該使用人は他の部署を兼務せず、監査役の指示にのみ従うことにより、取締役からの独立を確保するものとする。

⑧監査役への報告に関する体制及び報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利益な取扱いを受けないことを確保するための体制

取締役及び職員は以下の事項について、監査役会に報告する。

イ. 常勤役員会で決議された事項。

ロ. 当社及び当社グループの業務又は業績に重大な影響を及ぼす事項。

ハ. 内部監査室が実施した内部監査の結果。

ニ. 企業倫理に関する内部監査室に対する通報の状況。

ホ. 上記のほか監査役会がその職務遂行上報告を受ける必要があると判断した事項。

[子会社の役職員及びこれらの者から報告を受けた者は、上記イ. からホ. の事項について、当社の監査役会に報告する。]

上記イ. からホ. の報告をした者に対して、当該報告をしたことを理由として、いかなる不利益な取扱いもしてはならないものとする。また、グループ内部通報制度においても、内部通報をしたことを理由として、いかなる不利益な取扱いもしてはならない。

⑨監査役の職務の執行について生じる費用等の請求の手続きを定め、監査役から前払い又は償還等の請求があった場合には、当該請求に係る費用が監査役の職務の執行に必要ではないと明らかに認められる場合を除き、所定の手続きに従い、これに応じるものとする。

⑩その他監査役の監査が実効的に行われる 것을을確保するための体制

イ. 監査役は、必要に応じて内部監査室、安全管理推進室に対して、必要な調査・報告等を要請することができ、常勤役員会その他の重要な会議等に出席できる。

ロ. 監査役会と代表取締役、会計監査人との間に定期的な意見交換会を設定する。

⑪反社会的勢力との関係遮断

イ. 当社は反社会的勢力とは断固として関係を持たないものとする。また、反社会的勢力から接触を受けた場合は、直ちに所轄の警察等の機関に情報を提供するとともに、暴力的な、また不当な要求に対しては、警察及び弁護士等を含め外部機関との連携の上遮断を実施する。

ロ. 当社は大崎地区特殊暴力防止対策協議会に加盟し、その他に所轄警察署等から関連情報を収集して不測の事態に備え最新の動向を把握するよう努める。また、これらの勢力に対する社内体制

については、反社会的勢力排除に係わる対応統括部署及び不当要求防止責任者を設け、社内各部署にも担当者を配置するとともに、必要に応じて警察及び弁護士等の外部機関と連携し対処する。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は以下のとおりあります。

①内部統制システム全般

当社及び当社グループの内部統制システム全般の整備・運用状況を当社の内部監査室がモニタリングし、改善を進めております。

②コンプライアンス

当社は、当社及び当社グループの使用人に対し、その階層に応じて必要なコンプライアンスについて、社内研修での教育及び会議体での説明を行い、法令及び定款を遵守するための取組みを継続的に行っております。

また、当社は内部通報規程により相談・通報制度を設けており当社グループにも開放することでコンプライアンスの実効性向上に努めています。

③リスク管理体制

安全管理推進室及び内部監査室を中心に、各部門及び各グループから報告されたリスクのレビューを実施して全体的な情報共有に努めたほか、当該リスクの管理状況について報告いたしました。

④内部監査

内部監査室が作成した内部監査計画に基づき、内部監査を実施いたしました。

(3) 株式会社の支配に関する基本方針

該当事項はありません。

連結貸借対照表

(平成31年3月31日現在)

(単位：百万円)

資産の部		負債の部	
I 流動資産	34,055	I 流動負債	9,304
現金及び預金	32,897	買掛金	29
受取手形及び営業未収入金	780	短期借入金	3,124
商品及び製品	13	1年内返済予定の長期借入金	1,730
仕掛け品	24	未払金	1,102
原材料及び貯蔵品	146	未払消費税等	135
その他の	198	未払法人税等	1,109
貸倒引当金	△6	前受引当金	952
		その他の	89
			1,030
II 固定資産	78,622	II 固定負債	15,139
1. 有形固定資産	55,274	長期借入金	1,797
建物及び構築物	26,737	長期預り保証金	8,708
機械装置及び運搬具	464	役員退職慰労引当金	357
土地	27,822	環境対策引当金	478
建設仮勘定他	135	退職給付に係る負債	400
その他の	113	資産除去去債務	165
2. 無形固定資産	7,120	繰延税金負債	3,230
借地権	7,076	その他の	0
施設利用権	17		
その他の	25		
3. 投資その他の資産	16,227	負債合計	24,443
投資有価証券	15,283	純資産の部	
保険積立金	634	I 株主資本	82,266
繰延税金資産	13	1. 資本金	11,768
その他の	295	2. 資本剰余金	9,326
		3. 利益剰余金	66,583
		4. 自己株式	△5,411
		II その他の包括利益累計額	5,208
		その他有価証券評価差額金	5,208
		III 非支配株主持分	759
		純資産合計	88,234
資産合計	112,677	負債及び純資産合計	112,677

**連結損益計算書**

(自 平成30年4月1日)  
(至 平成31年3月31日)

(単位:百万円)

科 目	金 額	
	内 訳	合 計
売 上 高		18,383
売 上 原 価		10,235
売 上 総 利 益		8,148
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		1,824
営 業 利 益		6,323
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	2	
受 取 配 当 金	237	
持 分 法 に よ る 投 資 利 益	22	
受 取 事 務 手 数 料	23	
そ の 他	24	
		309
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	70	
固 定 資 産 除 却 損	18	
自 己 株 式 取 得 費 用	41	
環 境 対 策 引 当 金 繰 入 額	18	
そ の 他	14	
		162
経 常 利 益		6,470
特 別 利 益		
退 職 給 付 制 度 終 了 益	128	
		128
税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益		6,599
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	1,610	
法 人 税 等 調 整 額	391	
		2,001
当 期 純 利 益		4,597
非 支 配 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 利 益		101
親 会 社 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 利 益		4,495

**連結株主資本等変動計算書**

(自 平成30年4月1日)  
(至 平成31年3月31日)

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資 剰 余 金	本 金	利 剰 余 金	益 金
自己 株 式	株 主 資 本 合 計				
平成30年4月1日残高	11,768		9,326		63,014
連結会計年度中の変動額					
剩 余 金 の 配 当				△926	
親会社株主に帰属する当期純利益				4,495	
自己 株 式 の 取 得					△5,057
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額（純額）					
連結会計年度中の変動額合計	—	—		3,569	△5,057
平成31年3月31日残高	11,768		9,326		66,583
				△5,411	82,266

	その他の包括利益累計額		非 支 配 株 主 持 分	純 合 資 産 計
	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額 合 計		
平成30年4月1日残高	4,833	4,833	657	89,245
連結会計年度中の変動額				
剩 余 金 の 配 当				△926
親会社株主に帰属する当期純利益				4,495
自己 株 式 の 取 得				△5,057
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額（純額）	374	374	101	476
連結会計年度中の変動額合計	374	374	101	△1,011
平成31年3月31日残高	5,208	5,208	759	88,234

# 貸借対照表

(平成31年3月31日現在)

(単位:百万円)

資産の部		負債の部	
I 流動資産	26,587	I 流動負債	7,373
現金及び預金	26,065	買掛金	0
営業未収入金	357	短期借入金	3,070
貯蔵品	3	1年内返済予定の長期借入金	1,201
前払費用	107	未払金	415
その他の	58	未使用料等	258
貸倒引当金	△5	未払消費税	97
		未払法人税	110
		未前受引当金	948
		預賞与引当金	856
		その他の	338
			54
			21
II 固定資産	76,978	II 固定期借入金	13,795
1. 有形固定資産	50,870	長期預り保証金	1,503
建物	22,765	中期預引金	7,841
構築物	140	退職給付引当金	336
機械及び装置	17	役員退職慰労引当金	357
車両運搬器具	3	環境対策引当金	478
工具、器具及び備品	64	資産除延税金	165
土地	27,744	去債務負債	3,112
建設仮勘定	135		
		負債合計	21,168
		純資産の部	
2. 無形固定資産	305	I 株主資本	77,249
借地権	282	1. 資本金	11,768
施設利用権	14	2. 資本剰余金	9,326
ソフトウエア	8	資本準備金	9,326
3. 投資その他の資産	25,802	3. 利益剰余金	61,566
投資有価証券	11,992	利益準備金	2,942
関係会社株式	12,972	その他利益剰余金	58,624
保険積立金	634	配当積立金	1,100
従業員に対する長期貸付金	0	固定資産圧縮積立金	3,486
その他の	202	別途積立金	23,800
		繰越利益剰余金	30,237
		4. 自己株式	△5,411
		II 評価・換算差額等	5,148
		その他有価証券評価差額金	5,148
		純資産合計	82,397
資産合計	103,566	負債及び純資産合計	103,566

## 損 益 計 算 書

(自 平成30年4月1日)  
(至 平成31年3月31日)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
	内 訳	合 計
売 上 高		12,810
売 上 原 価		6,244
売 上 総 利 益		6,566
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		1,217
営 業 利 益		5,348
営 業 外 収 益		
受 取 利 息 及 び 配 当 金	345	
受 取 事 務 手 数 料	23	
そ の 他	17	386
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	62	
社 債 利 息	1	
固 定 資 産 除 却 損	13	
自 己 株 式 取 得 費 用	41	
環 境 対 策 引 当 金 繰 入 額	18	
そ の 他	13	149
經 常 利 益		5,585
税 引 前 当 期 純 利 益		5,585
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	1,313	
法 人 税 等 調 整 額	367	1,680
当 期 純 利 益		3,904

**株主資本等変動計算書**

(自 平成30年4月1日)  
(至 平成31年3月31日)

(単位：百万円)

資本金	株 主 資 本						
	資本剰余金			利益剰余金			
	資 本 準 備 金	資 本 剰 余 金	本 益 合 計	利 益 剰 余 金	その 他 利 益	利 益	剩 余 金
平成30年4月1日残高	11,768	9,326	9,326	2,942	1,100	3,486	23,800
事業年度中の変動額							
剩余金の配当							
当期純利益							
自己株式の取得							
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)							
事業年度中の変動額合計	—	—	—	—	—	—	—
平成31年3月31日残高	11,768	9,326	9,326	2,942	1,100	3,486	23,800

	株 主 資 本			評価・換算差額等		純資産合計	
	利益剰余金		自己株式	株主資本合計	その他有価証券評価差額金		
	その他利益 剰余金	利益剰余金合計					
平成30年4月1日残高	27,259	58,587	△354	79,328	4,769	4,769	84,097
事業年度中の変動額							
剩余金の配当	△926	△926		△926			△926
当期純利益	3,904	3,904		3,904			3,904
自己株式の取得			△5,057	△5,057			△5,057
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)					378	378	378
事業年度中の変動額合計	2,978	2,978	△5,057	△2,078	378	378	△1,700
平成31年3月31日残高	30,237	61,566	△5,411	77,249	5,148	5,148	82,397

# 連結計算書類に係る会計監査人監査報告書 謄本

## 独立監査人の監査報告書

令和元年5月13日

株式会社 テーオーシー  
取締役会御中

### 有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 日下 靖規 印
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 美久 羅和美 印

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社テーオーシーの平成30年4月1日から平成31年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

### 連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社テーオーシー及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

# 会計監査人監査報告書 謄本

## 独立監査人の監査報告書

令和元年5月13日

株式会社 テーオーシー  
取締役会御中

### 有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員 公認会計士 日下 靖規 印  
業務執行社員  
指定有限責任社員 公認会計士 美久 義和 印  
業務執行社員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社テーオーシーの平成30年4月1日から平成31年3月31日までの第53期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

### 計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

## 監 査 報 告 書

当監査役会は、平成30年4月1日から平成31年3月31日までの第53期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
  - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
  - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
  - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方針に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

令和元年 5月20日

### 株式会社テーオーシー監査役会

常勤監査役 山岡英夫<sup>印</sup>  
監査役（社外監査役）長谷修嗣<sup>印</sup>  
監査役（社外監査役）飯倉穰<sup>印</sup>

以上

## 株主総会参考書類

### 議案及び参考事項

#### 第1号議案 剰余金の処分の件

当社の利益配分につきましては、業績の推移を見据え、将来の事業の発展と経営基盤の強化のための内部留保に意を用いつつ、経営成績や配当性向等を総合的に勘案し、安定的かつ継続的な配当を維持することを基本方針としております。

当期の期末配当につきましては、上記基本方針を踏まえ、収益状況及び今後の事業展開等を勘案した結果、以下のとおりいたしたいと存じます。

##### (1) 配当財産の種類

金銭といたします。

##### (2) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき金 4円50銭 総額 436,139,285円

(注) 中間配当を含めた通期の年間配当金は、1株につき金9円となります。

##### (3) 剰余金の配当が効力を生ずる日

令和元年6月28日

## 第2号議案 監査役3名選任の件

本総会終結の時をもって監査役全員（3名）の任期が満了となりますので、監査役3名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位（重要な兼職の状況）	所有する当社株式の数
①	やま おか ひで お 山 岡 英 夫 (昭和27年11月4日生)	昭和50年4月 株式会社東京卸売センター入社 平成14年4月 当社経理部長 平成27年6月 当社常勤監査役（現任） 平成31年4月 株式会社ニュー・オータニ社外監査役（現任）	19,800株
②	なが たに しゅう じ 長 谷 修 嗣 (昭和22年7月25日生)	昭和45年4月 株式会社ホテルニューオータニ入社 平成7年9月 同社経理部長 平成14年6月 同社グループ財務部長 平成16年6月 当社監査役（現任）	2,050株
③	いい くら ゆたか 飯 倉 穂 (昭和22年9月3日生)	昭和45年4月 日本開発銀行入行 平成11年6月 同行設備投資研究所長 平成12年6月 東京都市開発株式会社常務取締役 平成19年6月 同社代表取締役専務 平成21年6月 新都市熱供給株式会社代表取締役社長 平成22年6月 当社監査役（現任） 平成22年7月 株式会社教育環境研究所代表取締役社長 平成27年2月 経済地域研究所代表（現任）	5,000株

- (注)1. 当社は、昭和57年4月1日株式会社東京卸売センターを合併し、商号を株式会社テーオーシーと変更いたしました。
2. 株式会社ホテルニューオータニは、平成12年6月20日に株式会社ニュー・オータニに商号を変更し、その後、平成24年6月25日より商号を株式会社ニュー・オータニに変更いたしました。
3. 日本開発銀行は、平成11年10月1日に解散し日本政策投資銀行に承継され、その後、平成20年10月1日に解散し株式会社日本政策投資銀行を設立いたしました。
4. 各監査役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
5. 長谷修嗣氏及び飯倉穂氏は、いずれも社外監査役の候補者であります。
6. 山岡英夫氏は、子会社である株式会社テーオーリネンサプライ、株式会社テーオーシーサプライ、星製薬株式会社、株式会社I-TINK、株式会社TORアセットインベストメント、株式会社TOLCD及び株式会社TOCディレクションの監査役であります。
7. 長谷修嗣氏は、子会社である株式会社テーオーリネンサプライ、星製薬株式会社及び株式会社TOLCDの監査役であります。
8. 社外監査役候補者の選任理由、社外監査役としての独立性及び社外監査役の責任限定契約について
- (1) 社外監査役の選任理由及び独立性
- ・長谷修嗣氏につきましては、株式会社ニュー・オータニの経理部門において培われた専門的な知識・経験等を当社の監査体制にいかしていただくため、社外監査役候補者とするものであります。なお、同氏の当社社外監査役就任期間は本総会終結の時をもって15年となります。

・飯倉穰氏につきましては、複数の会社での職務経験に加え、直接会社経営に関与された経験などで培われた豊富な知識・経験等を、当社の監査体制にいかしていただくことを目的として、社外監査役候補者とするものであります。なお、同氏の当社社外監査役就任期間は本総会終結の時をもって9年となります。

(2) 監査役との責任限定契約について

当社は社外監査役全員との間で会社法第427条第1項及び当社定款第38条第2項の規定に基づき、会社法第423条第1項の損害賠償責任について、賠償責任の限度額を法令の定める最低限度額とする責任限定契約を締結しております。本総会において、社外監査役の選任が承認された場合には、契約を更新する予定であります。

### 第3号議案 補欠監査役1名選任の件

法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、補欠監査役1名の選任をお願いするものであります。なお、補欠監査役として選任をお願いする峯岸芳幸氏は、監査役が法令に定める員数を欠いたことを就任の条件とし、その任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとします。この決議の効力は、次回の定時株主総会が開催されるまでの間とします。

また、本議案の提出に関しましては、監査役会の同意を得ております。

補欠監査役候補者は、次のとおりであります。

氏 名 (生 年 月 日)	略歴、当社における地位（重要な兼職の状況）	所 有 す る 当 社 株 式 の 数
みね ぎし よし ゆき 峯 岸 芳 幸 (昭和27年7月15日生)	昭和50年4月 監査法人中央会計事務所入所 昭和55年9月 峰岸芳幸税理士事務所代表者 昭和55年9月 峰岸公認会計士事務所代表者 平成元年12月 株式会社C S K監査役 平成15年10月 独立行政法人日本芸術文化振興会監事 平成16年6月 平河ヒューテック株式会社社外監査役 平成18年4月 財団法人高速道路交流推進財団監事 平成24年1月 税理士法人峰岸芳幸会計事務所代表社員 平成24年12月 税理士法人峰岸パートナーズ代表社員（現任） 平成27年10月 練馬区監査委員	600株

(注) 1. 峰岸芳幸氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。

2. 峰岸芳幸氏は、補欠の社外監査役候補者であります。

3. 峰岸芳幸氏を補欠の社外監査役候補者とした理由、社外監査役としての独立性及び社外監査役の責任限定契約について

(1) 補欠の社外監査役候補者とした理由及び独立性

峰岸芳幸氏につきましては、長年にわたり公認会計士・税理士の業務で培われた税務・会計に関する豊富な知識・経験に加え、他社における監査役としての豊富な経験等を、当社の監査体制にいかしていただくことを目的として、補欠の社外監査役候補者とするものであります。

(2) 監査役との責任限定契約について

当社は同氏が監査役に就任した場合、同氏との間で会社法第427条第1項及び当社定款第38条第2項の規定に基づき、会社法第423条第1項の損害賠償責任について、賠償責任の限度額を法令の定める最低限度額とする責任限定契約を締結する予定であります。

#### **第4号議案 当社取締役（社外取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件**

当社の取締役の報酬等の額は、平成9年6月27日開催の第31期定時株主総会において、年額200百万円以内（ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与相当額を含まない。）とご承認をいただいております。

今般、当社の取締役（社外取締役を除く。以下「対象取締役」という。）に当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、取締役と株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、対象取締役に対し、上記報酬枠とは別枠で、新たに譲渡制限付株式の付与のための報酬を支給することにつきご承認をお願いするものであります。

本議案に基づき、対象取締役に対して譲渡制限付株式の付与のために支給する報酬は金銭債権（以下「金銭報酬債権」という。）とし、その総額は、上記の目的を踏まえ相当と考えられる金額として、年額50百万円以内といたします。また、各対象取締役への具体的な支給時期及び配分については、取締役会において決定することといたします。

なお、上記報酬額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれないものといたしたく存じます。現在の取締役は8名（うち社外取締役2名）であります。

また、対象取締役は、当社の取締役会決議に基づき、本議案により支給される金銭報酬債権の全部を現物出資財産として払込み、当社の普通株式について発行又は処分を受けるものとし、これにより発行又は処分をされる当社の普通株式の総数は年75,000株以内（ただし、本議案が承認可決された日以降の日を効力発生日とする当社の普通株式の株式分割（当社の普通株式の無償割当てを含む。）又は株式併合が行われた場合、当該効力発生日以後、分割比率・併合比率等に応じて、当該総数を、必要に応じて合理的な範囲で調整する。）といたします。

なお、その1株当たりの払込金額は各取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社の普通株式の終値（同日の取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）により決定されます。また、これによる当社の普通株式の発行又は処分に当たっては、当社と対象取締役との間で、以下の内容を含む譲渡制限付株式割当契約（以下「本割当契約」という。）を締結するものとします。

##### **（1）譲渡制限期間**

対象取締役は、本割当契約により割当を受けた日より30年間から50年間までの間で当社の取締役会が予め定める期間（以下「譲渡制限期間」という。）、本割当契約により割当を受けた当社の普通株式（以下「本割当株式」という。）について、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならない（以下「譲渡制限」という。）

##### **（2）退任時の取扱い**

対象取締役が譲渡制限期間満了前に当社の取締役会が予め定める地位を退任した場合には、その退任につき、任期満了、死亡又はその他当社の取締役会が正当と認める理由がある場合を除き、当社は割当株式を当然に無償で取得する。

### (3) 謙渡制限の解除

上記（1）の定めにかかわらず、当社は、対象取締役が、謙渡制限期間中、継続して、当社の取締役会が予め定める地位にあったことを条件として、本割当株式の全部について、謙渡制限期間が満了した時点をもって謙渡制限を解除する。ただし、当該対象取締役が、上記（2）に定める任期満了、死亡その他正当な理由により、謙渡制限期間が満了する前に上記（2）に定める地位を退任した場合には、謙渡制限を解除する本割当株式の数及び謙渡制限を解除する時期を、必要に応じて合理的に調整するものとする。また、当社は、上記の規定に従い謙渡制限が解除された直後の時点において、なお謙渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

### (4) 組織再編等における取扱い

上記（1）の定めにかかわらず、当社は、謙渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社の取締役会）で承認された場合には、当社の取締役会の決議により、謙渡制限期間の開始日から当該組織再編等の承認の日までの期間を踏まえて合理的に定める数の本割当株式について、当該組織再編等の効力発生日に先立ち、謙渡制限を解除する。また、当社は、上記に規定する場合、謙渡制限が解除される直後の時点において、謙渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

### (5) その他の事項

本割当契約に関するその他の事項は、当社の取締役会において定めるものとする。

**第5号議案** 退職慰労金制度の廃止並びに在任取締役（社外取締役を除く。）及び在任監査役に対する退職慰労金打ち切り支給の件

役員報酬制度見直しの一環として、役員退職慰労金制度を本総会終結の時をもって廃止いたします。

現任の取締役のうち、本総会後も引き続き在任する取締役6名（社外取締役を除く。）及び監査役2名につきましては、本総会終結の時までの功労に報いるため、取締役及び監査役である山岡英夫氏については本総会終結の時までの在任期間、社外監査役である長谷修嗣氏については常勤監査役としての在任期間を対象とし、当社における一定の基準に従い、取締役については総額330百万円以内、監査役については総額20百万円以内において、それぞれ退職慰労金を打ち切り支給することとし、各取締役及び監査役の退任後に支払うことにつきご承認をお願いするものであります。

なお、その具体的な金額、方法等の決定は、取締役については取締役会に、監査役については監査役の協議に、それぞれご一任願いたいと存じます。

打ち切り支給の対象となる取締役及び監査役の略歴は次のとおりであります。

氏名	略歴
おお たに かず ひこ 大 谷 和 彦	平成5年6月 当社取締役 平成7年6月 当社代表取締役会長（現任）
おお たに たく お 大 谷 順 男	昭和63年6月 当社取締役R O X事業部長 昭和63年12月 当社取締役ファッショングル事業部長 平成2年6月 当社常務取締役ファッショングル事業部担当 平成3年6月 当社専務取締役ファッショングル事業部・経理部担当 平成5年6月 当社代表取締役社長（現任）
まつ さき よし のり 松 崎 良 典	平成12年6月 当社取締役T O Cビル事業部長 平成13年7月 当社取締役T O Cビル事業部長及びエージェントサービス室管掌 平成17年2月 当社取締役T O C事業部長及びエージェントサービス室管掌 平成21年3月 当社取締役T O C事業部長、T O Cみなとみらいテナント営業部担当及びエージェントサービス室管掌 平成21年12月 当社取締役T O C事業部長及びエージェントサービス室管掌 平成24年6月 当社取締役T O C事業部長 平成30年7月 当社取締役T O C事業部担当 平成31年4月 当社取締役ビル営業事業部門担当（現任）
おお はし まさ お 大 橋 正 夫	平成12年6月 当社取締役経営企画室長 平成17年10月 当社取締役経営企画室長兼商業施設事業部長 平成21年2月 当社取締役経営企画室長及び商業施設事業部管掌 平成21年3月 当社取締役経営企画室長、T O Cみなとみらいテナント営業部担当及び商業施設事業部管掌 平成21年10月 当社取締役経営企画室長及びT O Cみなとみらい営業部担当 平成21年12月 当社取締役経営企画室長（現任）

氏名	略歴
近藤正一 こんどうしょういち	平成26年6月 当社取締役ビル施設管理部長及び安全管理推進室担当（現任）
石田雅彦 いしだまさひこ	平成27年6月 当社取締役事務管理部門担当（現任）
山岡英夫 やまおかひでお	平成27年6月 当社常勤監査役（現任）
長谷修嗣 ながたにしゅうじ	平成16年6月 当社常勤監査役 平成27年6月 当社常勤監査役を退任 当社監査役（現任）

#### 第6号議案 故取締役岩井和夫氏に対する弔慰金贈呈の件

取締役岩井和夫氏は、去る平成31年1月13日逝去されました。同氏は、平成14年6月より16年余の長きにわたり、取締役として当社の発展に尽くされました。つきましては、その在任中の功労に報いるため、生前の慰労金にかえて弔慰金を当社の内規に基づき総額32百万円の範囲内で贈呈いたしたいと存じます。なお、その具体的金額、贈呈の時期、方法等の決定は取締役会にご一任願いたいと存じます。

故取締役岩井和夫氏の略歴は次のとおりであります。

氏名	略歴
岩井和夫 いわいかずお	平成14年6月 当社取締役催事施設事業部長 平成31年1月 逝去

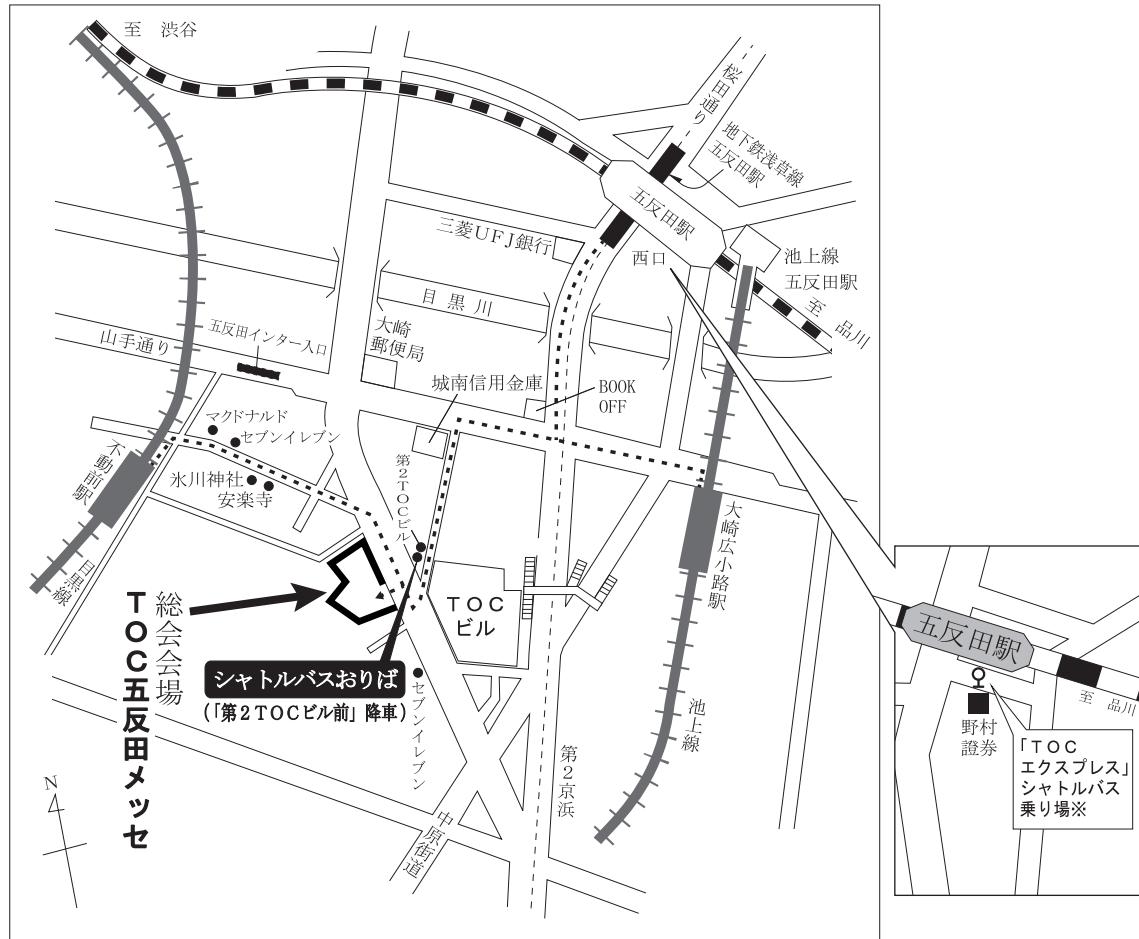
以上

# 株主総会会場ご案内図

東京都品川区西五反田六丁目 6 番19号

TOC五反田メッセ

TEL : 03(3494)2111



交通（電車）山手線五反田駅より徒歩10分

都営地下鉄浅草線五反田駅より徒歩10分

東急電鉄池上線大崎広小路駅より徒歩9分

東急電鉄目黒線不動前駅より徒歩6分

※ 山手線五反田駅西口より無料シャトルバス

「TOCエクスプレス」を運行

乗車場所は、野村證券ビル前

「第2 TOCビル前」バス停でご降車ください。

(降車専用)